

令和2年12月1日施行

表示ルールの見直しについて

消費・安全局

令和2年10月
農林水産省

1. 普通肥料の表示のルールの見直し

（１）保証票の大きさとフォント

（２）原料表示の簡略化

① 主な原料と「その他」の表示ルールの導入

② ウェブ表示及び特定原料の表示のルールの導入

③ その他表示と（ ）の関係

④ 前後の原料の入れ替え表示のルールの導入

⑤ 統合表示名称の見直し

（３）材料表示の簡略化

（４）生産事業場の略称の取扱い

（５）原料表示の拡大

（６）窒素の保証のルールの見直し

（７）特殊肥料等又は土壌改良資材入り指定混合肥料の原料・異物表示

2. 特殊肥料の表示ルールの見直し

- (1) 品質表示基準の大きさとフォント
- (2) 混合特殊肥料の表示

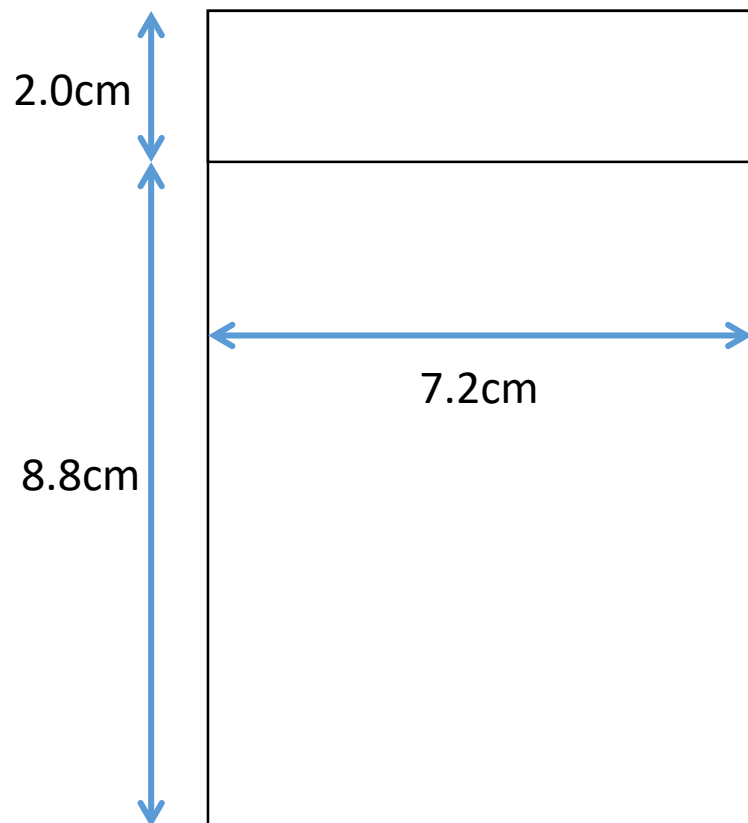
- 新たな表示制度については、令和2年12月1日から適用
- ただし、当該表示の施行日より前に、改正前の規定による登録又は届出がされた肥料の表示については、当分の間、現行の表示とすることも可能

1. (1) 保証票の大きさとフォント

- 現行の保証票の大きさは、最低限の縦横の長さを指定し、それ以上の大きさであれば自由。フォントサイズについては、指定していない。
- 最低限の視認性を確保するため、改正後は、縦横の長さではなく、フォントサイズを指定している。
- 改正前に登録又は届出を行っているものについては、現行の表示を認める。

現行

(但し、6kg以下は適宜の大きさ)



改正後

フォントサイズ：8.0ポイント以上
フォント：指定無し
(但し、6kg以下は適宜の大きさ、
フォントサイズ制限無し)

生産業者保証票	
登録番号	生第12345号
肥料の種類	化成肥料
肥料の名称	有機入り化成肥料1号
保証成分量(%)	窒素全量10.0 内アンモニア性窒素8.0 りん酸全量10.0 内可溶性りん酸9.6 内水溶性りん酸5.0 水溶性加里5.0
原料の種類	(窒素全量を保証又は含有する原料) 尿素、加工家さんふん肥料、窒素質グアノ 備考:窒素全量の量の割合の大きい順である
材料の種類、名称及び使用量	(使用されている効果発現促材) 硫酸第一鉄(鉄として) 1.7% (使用されている摂取防止材) 消石灰5% 正味重量20kg 生産した年月平成27年2月 生産業者の氏名又は名称及び住所 〇〇株式会社 生産した事業場の名称及び所在地

1. (2) 原料表示の簡略化 ①主な原料と「その他」表示の導入

- 登録肥料は全窒素を保証する原料（尿素や有機原料等）を、届出肥料は全ての原料を表示（現行と同様）
- 最低上位5番目又は8割までの原料を記載し、それ以下は「その他」として、その他の原料を〔 〕内に記載し、〔 〕内の原料の順位は必ずしも重量順でなくてもよいこととするルールを導入

○全ての原料を表示する例（指定配合肥料）

（配合原料）

硫酸アンモニア、塩化加里、指定配合肥料〔硫酸アンモニア、硫酸加里、水酸化苦土肥料〕、加工家きんふん肥料、窒素質グアノ、尿素

備考：1 重量割合の大きい順である。

2 〔 〕内は指定配合肥料の配合原料である。

○「その他」を導入した表示の例

（配合原料）

硫酸アンモニア、塩化加里、指定配合肥料〔硫酸アンモニア、硫酸加里、水酸化苦土肥料〕、加工家きんふん肥料、**その他〔窒素質グアノ、尿素〕**

備考：1 重量割合の大きい順である。

2 「その他」の〔 〕内の原料は、順不同となることがある。

3 〔 〕内は指定配合肥料の配合原料又は「その他」の原料である。

1. (2) 原料表示の簡略化 ②ウェブ表示及び特定原料の表示の導入

- 「その他」や「指定配合肥料」については、〔 〕で原料の内訳を記載することとしているが、荷口番号を記載した上で〔 〕内の原料をウェブ上で情報提供するのであれば、〔 〕内の内訳の記載は省略できることとする。ただし、原料に尿素や汚泥等の特定の原料が含まれる場合にはその旨を袋に必ず表示することとする導入の導入。

○現行の表示例

(配合原料)

硫酸アンモニア、塩化加里、指定配合肥料〔硫酸アンモニア、硫酸加里、水酸化苦土肥料〕、加工家きんふん肥料、窒素質グアノ、尿素

備考：1 重量割合の大きい順である。

2 〔 〕内は指定配合肥料の配合原料である。

○ウェブ表示を導入した場合の表示例

(配合原料)

硫酸アンモニア、塩化加里、指定配合肥料、加工家きんふん肥料、その他

備考：1 重量割合の大きい順である。

2 「指定配合肥料」及び「その他」には有機質肥料等以外の原料を原料として含む。

3 原料の詳細は下記のリンク先に記載。なお、書面をご希望の場合は以下の連絡先にお問い合わせください。(電話番号)

二次元コード

- 特定の原料とは、有機質肥料等（有機質肥料及び特殊肥料（粗砕石灰、製糖副産石灰、石灰処理肥料、含鉄物、微粉炭燃焼灰、カルシウム肥料、石こうを除く））以外又は汚泥を原料とする肥料（混合汚泥複合肥料、下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料、工業汚泥肥料、混合汚泥肥料、焼成汚泥肥料、汚泥発酵肥料）をいう。
- ウェブ表示を行う場合にあっては、消費者の要請に応じて書面交付しなければならない

1. (2) 原料表示の簡略化 ③その他表示と () の関係

- 使用しない場合がある原料に用いる () は、従前通り使用できる。
- ただし、「その他」や「その他」の中身に () を付けることはできない。
- () が付された原料を使用しない時、備考に記載する原料順位には、その他は使用できない

※使用しない場合がある原料に用いる () は、従前通り有機質肥料にのみに使用可能

○表示例

(配合原料)

硫酸アンモニア、塩化加里、指定配合肥料〔尿素、硫酸加里〕、(魚かす粉末)、その他〔なたね油かす及びその粉末、混合汚泥複合肥料〕

備考：1 重量割合の大きい順である。

2 硫酸アンモニアと塩化加里の重量割合の順位は、入れ替わることがある。

3 () 内の原料は、原料事情等により使用しないことがあり、この場合の使用原料の重量割合の順位は、「硫酸アンモニア、塩化加里、指定配合肥料〔尿素、硫酸加里〕、なたね油かす及びその粉末、混合汚泥複合肥料」となる。

4 「その他」の〔 〕内の原料は、順不同となることがある。

5 〔 〕内は指定配合肥料の配合原料又は「その他」の原料である。

1. (2) 原料表示の簡略化 ④ 前後の原料の入れ替え表示の導入

- 隣接する2つの原料の順位が入れ替わる場合には、その旨を注記するルールを導入。
- 複数の隣接する原料が入れ替わることは可能である。
- ただし、隣接と見るのは、表示上の原料順位において隣り合うもの同士に限る。

○隣接する2つの原料の順位が入れ替わる場合の表示例

(配合原料)

硫酸アンモニア、塩化加里、指定配合肥料〔硫酸アンモニア、硫酸加里、水酸化苦土肥料〕、加工家きんふん肥料、窒素質グアノ、尿素

備考：1 重量割合の大きい順である。

2 〔 〕内は指定配合肥料の配合原料である。

3 硫酸アンモニアと塩化加里の重量割合の順位は、入れ替わることがある。

4 塩化加里と指定配合肥料〔硫酸アンモニア、硫酸加里、水酸化苦土肥料〕の重量割合の順位は、入れ替わることがある。

1. (2) 原料表示の簡略化 ⑤統合表示名称の見直し

- 現行、有機質肥料の原料表示については、「植物油かす類」といった統合表示名称で表示していた。
- 今後は、この統合表示名称をさらに大きくくり化する。
- また、統合表示名称で表示するか、統合表示名称を用いず、肥料の種類で表示するかを業者の任意で選べるようにする。

肥料の種類	現行	改正案
魚かす粉末、干魚肥料粉末、魚節煮かす、蒸製魚鱗及びその粉末	魚粉類	動物かす粉末類
肉かす粉末、蒸製てい角粉、蒸製毛粉、乾血及びその粉末、蒸製皮革粉	動物かす粉末類	
肉骨粉、蒸製てい角骨粉、生骨粉、蒸製骨粉、蒸製鶏骨粉	骨粉質類	骨粉質類
干蚕蛹粉末、蚕蛹油かす及びその粉末、絹紡蚕蛹くず	蚕蛹かす粉末類	蚕蛹かす粉末類
大豆油かす及びその粉末、なたね油かす及びその粉末、わたみ油かす及びその粉末、落花生油かす及びその粉末、あまに油かす及びその粉末、ごま油かす及びその粉末、ひまし油かす及びその粉末、米ぬか油かす及びその粉末、その他草本性植物油かす及びその粉末、カポック油かす及びその粉末、とうもろこしはい芽油かす及びその粉末	植物油かす類	植物質類
とうもろこしはい芽及びその粉末、たばこくず肥料粉末、甘草かす粉末、豆腐かす乾燥肥料、えんじゆかす粉末	植物かす粉末類	

○改正後：有機質肥料を統合名称で表示する場合

硫酸アンモニア、塩化加里、植物質類

○改正後：有機質肥料を種類名で表示する場合

硫酸アンモニア、塩化加里、大豆油かす及びその粉末、なたね油かす及びその粉末

1. (3) 材料表示の簡略化

- 原料肥料由来の効果発現促進材及び指定配合肥料に使用できる硝酸化成抑制材は、材料の種類、名称及び使用割合を記載するかしないか任意とする。
- 肥料生産時に投入した材料のうち、組成均一化促進材を使用しない場合がある表示を導入する。

肥料生産時に材料を投入した時の肥料中の材料表示

材料の種類	種類	名称	使用割合
組成均一化促進材※	○	○	×
着色材	○	○	×
摂取防止材	○	○	○
効果発現促進材	○	○	○
硝酸化成抑制材	○	○	○

○：必要 ×：不要 ※：使用しない場合がある表示を導入する

原料肥料中の材料表示

材料の種類	種類	名称	使用割合
組成均一化促進材※	任意	任意	×
着色材	任意	任意	×
摂取防止材	○	○	×
効果発現促進材	全てを表示するかしないか任意		
硝酸化成抑制材			
指定配合肥料に含まれてよくないもの	○	○	○
指定配合肥料に含まれてよいもの	全てを表示するかしないか任意		

○：必要 ×：不要
※：使用しない場合がある表示を導入する

1. (4) 生産事業場の略称の取扱い

- 現在、保証票には生産事業場として「生産した事業場」及び「住所」を記載している。
- 例外として「TK30」といった略称表示も認めているが、どの工場で生産したかを農家が確認するには農政局に問い合わせて聞かなければならない。
- このため、今後は略称表示について、農林水産省のHP上に公開する。
- 併せて、「生産した事業場」及び「所在地」を記載するか、略称を表示するか、ウェブ表示するかのいずれかを業者の任意で選べるようにする。

(現行)

生産した事業場の名称及び所在地
〇〇会社 △ △工場
〇〇県〇〇市〇〇区1-2-3

生産した事業場の名称及び所在地
TK30

(改正後)

生産した事業場の名称及び所在地
〇〇会社 △ △工場
〇〇県〇〇市〇〇区1-2-3

生産した事業場の名称及び所在地
TK30

生産した事業場の名称及び所在地
以下のリンク先に記載
〇〇.com/XXX〇〇/

生産した事業場の名称及び所在地
二次元コードのリンク先に記載

二次元コード

1. (5) 原料表示の拡大

- 混合有機質肥料について、従前は原料表示が不要であったが、今後は窒素全量を保証する場合は、表示を義務化する。
- なお、施行日以降に登録を行ったものであっても、施行日から6か月間は、現行の表示も認められる。

種別		原料表示【要】
登録肥料	窒素質肥料	窒素全量を保証する肥料【混合窒素肥料、液状窒素肥料に限る】
	りん酸質肥料	—
	加里質肥料	—
	有機質肥料	<u>窒素全量を保証する肥料【混合有機質肥料に限る】</u>
	複合肥料	窒素全量を保証する肥料
	石灰質肥料	—
	けい酸質肥料	—
	苦土肥料	—
	マンガン質肥料	—
	ほう素質肥料	—
	微量要素複合肥料	—

1. (6) 外成分の保証のルールの見直し

- 肥料の設計値又は分析値の外成分と内成分との差が1%未満の場合には、外成分（窒素全量、りん酸全量及び加里全量）を保証しなくてもよいこととする。

例：副産植物質肥料（保証成分：TN10%,AN3%）と硫酸アンモニア（保証成分：AN21%）で指定配合肥料を製造し、設計による保証を行う場合。

	配合割合(%)	TN	AN
副産植物質肥料 (TN: 10%,AN3%)	10	1.0	0.3
硫酸アンモニア (AN: 21%)	90	(18.9)	18.9
合算値	100	19.9	19.2
保証成分量(例)	-	19.5	19.0

これまで

TN及びANを必ず保証

今後

- ①設計書の合算値の外成分と内成分の差を確認する
- ②差が1.0未満である場合、TNは保証してもしなくてもよい。

例において、 $TN-AN=19.9-19.2=0.7 < 1.0$

選択肢 1 :TN19.5,AN19.0を保証

選択肢 2 :AN19.0のみを保証

	配合割合(%)	TN	AN
副産植物質肥料 (TN: 10%,AN3%)	10	1.0	0.3
硫酸アンモニア (AN: 21%)	90	(18.9)	18.9
合算値	100	19.9	19.2
保証成分量	-	-	19.0

副産植物質肥料の入手が困難な場合には、他のAN保証の肥料を原料として同一銘柄が生産可能。

	配合割合(%)	TN	AN
腐植酸アンモニア肥料 (AN: 4%)	10		0.4
硫酸アンモニア (AN: 21%)	90		18.9
合算値	100	-	19.3
保証成分量	-	-	19.0

原料の
選択肢
が広がる！

	配合割合(%)	TN	AN
塩化アンモニア (AN: 25%)	10		2.5
硫酸アンモニア (AN: 21%)	80		16.8
組成均一化促進材	10		
合算値	100	-	19.3
保証成分量	-	-	19.0

1. (7) 特殊肥料等又は土壌改良資材入り指定混合肥料の原料・異物表示

- 全ての原料を重量順に表示（ウェブ表示又は「その他」等による表示の省略は行わない）
- 指定混合肥料の場合は、普通肥料、特殊肥料、土壌改良資材に分けて表示し、それぞれの配合割合を記載
- 二次配合を行う場合は、原料を「特殊肥料等入り指定混合肥料」等と表示せず、一次原料までばらして表示

（記載例）特殊肥料等入り指定混合肥料A

（特殊肥料等入り指定混合肥料又は土壌改良資材入り指定混合肥料の原料）

普通肥料（肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げるものを除く。）（6割）：指定化成肥料〔硫酸アンモニア、塩化加里、植物質類〕、被覆窒素肥料、動物かす粉末類、尿素

普通肥料（肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げるものに限る。）（1割）：硫黄及びその化合物

特殊肥料（3割）：堆肥〔牛ふん、稲わら〕、貝殻肥料

備考：1 重量割合の大きい順である。

2 〔 〕内は指定化成肥料、堆肥の原料である。

（記載例）混合特殊肥料X

（原料）

堆肥〔バーク、食品残渣〕、貝殻肥料

備考：1 重量割合の大きい順である。

2 〔 〕内は堆肥の原料である。

（記載例）指定混合肥料A、混合特殊肥料X、土壌改良資材のゼオライトを使用した土壌改良資材入り指定混合肥料B

（特殊肥料等入り指定混合肥料又は土壌改良資材入り指定混合肥料の原料）

普通肥料（肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げるものを除く。）（4割）：指定化成肥料〔硫酸アンモニア、塩化加里、植物質類〕、被覆窒素肥料、動物かす粉末類、尿素

普通肥料（肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げるものに限る。）（1割）：硫黄及びその化合物

特殊肥料（4割）：堆肥〔バーク、食品残渣〕、堆肥〔牛ふん、稲わら〕、貝殻肥料

備考：1 重量割合の大きい順である。

2 〔 〕内は指定化成肥料、堆肥の原料である。

（混入した物の名称及び混入割合）

指定土壌改良資材（1割）：ゼオライト

指定混合肥料Bの生産業者は、指定混合肥料A及び混合特殊肥料Xの生産業者から原料の重量割合を聞き取り、保証票を作成する必要がある。

2. (1) 品質表示基準の大きさとフォント

- 特殊肥料の品質表示基準は、法律名が変更されたことにより、表示の変更がされる。
- 品質表示基準の表示は大きさが一定以上であったが、フォントサイズを8ポイント以上に変更する（6kg未満のものは適宜の大きさ）
- 改正前に届出を行っているものについては、現行の表示を認める。

現行

（但し、6kg以下は適宜の大きさ）

7.2cm以上	
肥料取締法に基づく表示	
肥料の名称	豚ふんたい肥1号
肥料の種類	堆肥
届出をした都道府県	東京都
表示者の氏名又は名称及び住所	〇〇畜産センター 東京都千代田区大手町〇丁目〇番〇号
正味重量	20キログラム(30リットル)
生産した年月	平成15年6月
原料(原料)	豚ふん、鶏ふん、わら類、樹皮
備考:生産に当たって使用された重量の大きい順である。	
主要な成分の含有量等	
窒素全量	1.5 (%)
りん酸全量	2.7 (%)
加里全量	2.5 (%)
銅全量	450 (mg/kg)
亜鉛全量	1100 (mg/kg)
炭素窒素比	14

改正後

フォントサイズ: 8.0ポイント以上

フォント: 指定無し

（但し、6kg以下は適宜の大きさ、フォントサイズ制限無し）

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示	
肥料の名称	豚ふんたい肥1号
肥料の種類	堆肥
届出をした都道府県	東京都
表示者の氏名又は名称及び住所	〇〇畜産センター 東京都千代田区大手町〇丁目〇番〇号
正味重量	20キログラム(30リットル)
生産した年月	平成15年6月
原料(原料)	豚ふん、鶏ふん、わら類、樹皮
備考:生産に当たって使用された重量の大きい順である。	
主要な成分の含有量等	
窒素全量	1.5 (%)
りん酸全量	2.7 (%)
加里全量	2.5 (%)
銅全量	450 (mg/kg)
亜鉛全量	1100 (mg/kg)
炭素窒素比	14

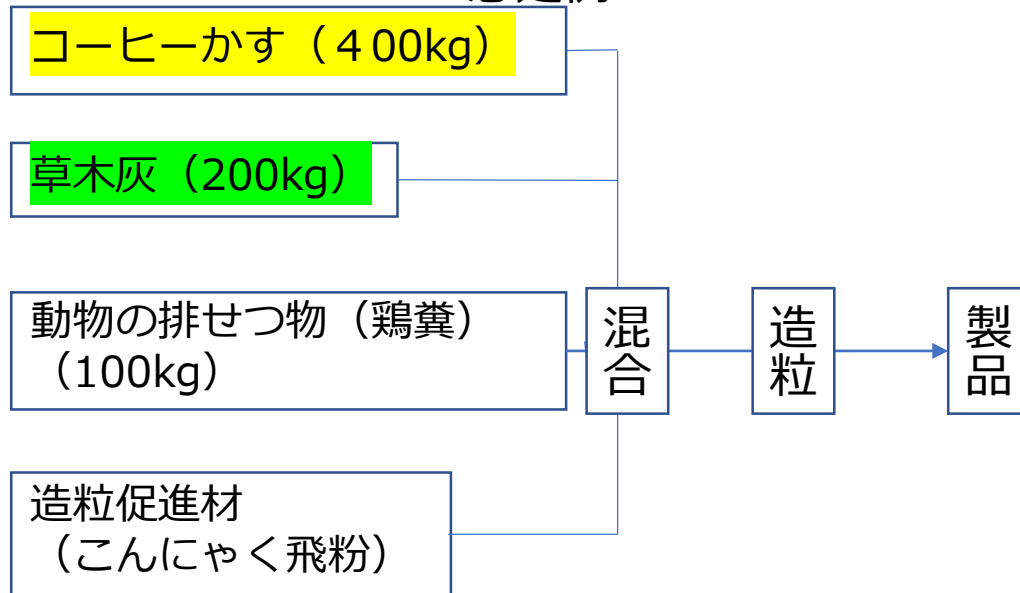
2. (2) 混合特殊肥料の表示：その1

- 混合特殊肥料の原料は、重量割合の大きい順に、①特殊肥料の種類で表示、②原料が堆肥や動物の排せつ物であれば、〔 〕を付して、堆肥や動物の排せつ物の原料を表示、③原料が混合特殊肥料であれば、構成する特殊肥料に分解して表示。
- 混合特殊肥料で表示する材料は、①混合特殊肥料の生産時使用した材料、②原料として混合特殊肥料に使用された材料、③原料由来の摂取防止材を表示。

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示

肥料の名称 混合特殊コーヒーかす入り1号
肥料の種類 混合特殊肥料
届出をした都道府県 東京都
表示者の氏名又は名称及び住所
〇〇肥料株式会社 霞が関工場
東京都千代田区大手町〇丁目〇番〇号
正味重量 20キログラム
生産した年月 令和2年12月
原料(原料)
コーヒーかす、草木灰、動物の排せつ物〔鶏糞〕
備考1: 生産に当たって使用された重量の
大きい順である。
2:〔 〕内は動物の排せつ物の原料で
ある。
3: 粒状化を促進するためにこんにやく
飛粉を使用したものである。
主要な成分の含有量等
窒素全量 1.5 (%)
りん酸全量 2.7 (%)
加里全量 2.5 (%)
可溶性苦土 1.5 (%)

想定例1



2. (2) 混合特殊肥料の表示：その2

- 混合特殊肥料の原料は、重量割合の大きい順に、①特殊肥料の種類で表示、②原料が堆肥や動物の排せつ物であれば、〔 〕を付して、堆肥や動物の排せつ物の原料を表示、③原料が混合特殊肥料であれば、構成する特殊肥料に分解して表示。
- 混合特殊肥料で表示する材料は、①混合特殊肥料の生産時使用した材料、②原料として混合特殊肥料に使用された材料、③原料由来の摂取防止材を表示。

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示

肥料の名称 混合特殊米ぬか入り
肥料の種類 混合特殊肥料
届出をした都道府県 東京都
表示者の氏名又は名称及び住所
〇〇肥料株式会社 霞が関工場
東京都千代田区大手町〇丁目〇番〇号
正味重量 20キログラム
生産した年月 令和2年12月
原料(原料)
米ぬか、草木灰、動物の排せつ物〔鶏糞〕
備考1: 生産に当たって使用された重量の
大きい順である。
2:〔 〕内は動物の排せつ物の原料で
ある。
3: 粒状化を促進するためにこんにやく
飛粉を使用したものである。
主要な成分の含有量等
窒素全量 1.5 (%)
りん酸全量 2.7 (%)
加里全量 2.5 (%)
可溶性苦土 1.5 (%)
く溶性ぼう素 1.2 (%)

想定例2

米ぬか (100kg)

草木灰 (200kg)

混合特殊肥料

- ・ 米ぬか (200kg)、
- ・ 動物の排せつ物 (鶏糞) (100kg)
- ・ 造粒促進材 (こんにやく飛粉)

混合

造粒

製品